

熊本市犯罪被害者等見舞金給付要綱

制定 令和6年3月29日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市犯罪被害者等支援条例（令和5年市条例第42号。以下「条例」という。）第9条に基づき、犯罪被害者等に対して行う見舞金（以下「見舞金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為（交通事故によるものを除く。）を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病等をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (5) 重傷病等 犯罪行為による負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、治療の期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合は、治療の期間が1か月以上、かつ、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたもの。）及び刑法（明治40年法律第45号）第179条第1項に規定する監護者わいせつ（次号において「監護者わいせつ」という。）並びに同条第2項に規定する監護者性交等（次号において「監護者性交等」という。）による被害を受けること（未遂を含む。）をいう。
- (6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病等を負った場合にあっては医師の診断により重傷病等であると診断された日をいい、犯罪被害者が監護者わいせつ又は監護者性交等による被害を受けた場合にあっては当該犯罪被害者が警察等に犯罪被害を受けたことを申告した日をいう。
- (7) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからキまでのいずれかに該当する者であって本市の住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。

- ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ 就業中又は就学中の状態にある者
 - キ その他、本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (8) 県民 本市を除いた熊本県内いずれかの市区町村の住民基本台帳に記録されている者又は前号アからキまでのいずれかに該当する者であって当該市区町村の住民基本台帳に記録をされずに当該市区町村の区域内に居住しているものをいう。

（見舞金の種類、給付額及び給付対象者）

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象は、次の各号に定めるところとする。ただし、同一の犯罪行為に起因する給付対象者が同一の世帯に複数いる場合は、上限を40万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額

40万円。ただし、既に次号に規定する重傷病等見舞金の給付を受けた者が、当該重傷病等見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、20万円を給付する。

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号に定める給付対象者が重傷等見舞金を受給後に死亡した場合の遺族を含む。）であって、犯罪被害を受けた時において、市民又は県民（当該犯罪被害者が市民である場合に限る。）であった第4条第3項から第5項に定める第1順位遺族

(2) 重傷病等見舞金

ア 給付額

20万円

イ 給付対象者

犯罪行為により重傷病等を負った犯罪被害者であって、犯罪被害を受けた時において、市民であった者

2 前項の規定にかかわらず、過失による交通事故の犯罪被害にあっては、当該犯罪被害に対して公的補償又は事故当事者いずれかの任意保険による補償が受けられる場合は給付しない。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（以下「事実婚等」という。）若しくは犯罪被害者と熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条に規定する受領証等の交付を受けていた者（以下「パートナーシップ」という。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、当該子の母が犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときは同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の給付対象者となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる遺族が協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を給付することができる。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

6 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者が被害を受けてから死亡するまでの間に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

(見舞金を給付しない場合)

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合には、見舞金を給付しない。

(1) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことが申告されておらず、当該申告の事実が関係機関等への照会等により確認できないとき。

(2) 犯罪被害を受けた時ににおいて、犯罪被害者（重傷病等見舞金を受けるべき者であつて18歳未満であつたものを除く。）又は第1順位遺族（18歳以上であつた者に限る。）と加害者との間に3親等内の親族関係（事実婚等又はパートナーシップの関係

にあった者を含む。)があったとき。

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、熊本市暴力団排除条例(平成23年12月条例第94条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見舞金を給付することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(見舞金の給付申請)

第6条 遺族見舞金の給付を受けようとする者は、熊本市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)給付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、市民又は県民であったことを証明することができる書類(住民票の写し、戸籍の附票等)
- (3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本等)
- (4) 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、第2条第7号のアからキまでのいずれかに該当する者であって熊本県内の市区町村(本市を含む。)の住民基本台帳に記録をされずに当該市区町村に居住していた場合は、当該アからキまでの理由があることを証明できる書類及び当該市区町村に居住していることが客観的に確認できる書類(公共料金の領収書等)
- (5) 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と事実婚等の関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し等)
- (6) 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(パートナーシップ宣誓書受領証等)
- (7) 申請者が配偶者(事実婚等又はパートナーシップの関係にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)
- (8) 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費の領収書等)
- (9) 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、熊本市犯罪被

害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）

(10) その他、市長が必要と認める書類

2 重傷病等見舞金の給付を受けようとする者は、熊本市犯罪被害者等見舞金（重傷病等見舞金）給付申請書（様式第3号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

(1) 重傷病等に該当することが証明できる医師の診断書

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されている診断書。精神疾患である場合は、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことが明記されている診断書

(2) 申請者が犯罪被害を受けた時において、市民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 申請者が犯罪被害を受けた時において、第2条第7号のアからキまでのいずれかに該当する者であって住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住していた場合は、当該アからキまでの理由があることを証明できる書類及び本市に居住していることが客観的に確認できる書類（公共料金の領収書等）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(給付の申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。なお、重傷病等見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合にあっても、犯罪被害者が死亡した日から1年を経過したときは、これをすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(給付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて関係機関等への照会等を行い、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、熊本市犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書（様式第4号）又は熊本市犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第5号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、熊本市犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第6号）により、市長に当該見舞金の給付を請求するものとする。

(給付の決定の取消し)

第10条 市長は、見舞金の給付決定を受けた者に当該給付を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めることが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金を受けた者は市長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。この場合において、見舞金の給付を受けた者は、熊本市補助金等交付規則第14条に規定する違約加算金を市に納付しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。

様式第1号（第6条関係）

熊本市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者（給付対象者）住所（申請時）

住所（犯罪被害発生時） 申請時に同じ

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日

連絡先 - -

遺族見舞金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況

(1) 犯罪被害を受けた日（ 年 月 日）

(2) 犯罪被害を受けた場所（)

(3) 「犯罪被害を受けた時」の犯罪被害者の住所・氏名

住 所（)

(フリガナ)

氏 名（)

(4) 被害の状況（警察に届け出た内容。事件が送致されている場合、罪名も記入。）

罪名：

(5) 被害を届け出た警察署名（)

2 申請事項にかかる調査等への同意

給付申請を行うにあたって、以下の事項に同意します（□にチェック）

- 提供する個人情報、熊本市犯罪被害者等見舞金給付の目的の範囲内において、警察等の関係機関等への照会等に利用されることに同意します。
- 住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。（希望する場合のみ）
- 見舞金給付にかかる申請内容に虚偽がないことを認め、見舞金の給付後に虚偽又はその他不正な手段による給付であったと市長が認めた場合には、見舞金を市に返還することに同意します。

3 給付除外事由に該当しないことの確認

以下のとおり給付除外事由に該当しないことを全て確認しました（□にチェック）

- 犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に要綱第5条第2号の親族関係がない。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発しておらず、その他犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為がない。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が、熊本市暴力団排除条例（平成23年12月条例第94条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではない。

4 本件申請と同一の犯罪被害で、過去に熊本市犯罪被害者等見舞金の給付を受けたことがある。

- ない
- あり ⇒ 重傷病等見舞金 犯罪被害者の氏名（ ）

5 代理申請について

- ない
- あり ⇒ 理由（ ）

(代理人) 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
連絡先 - -
給付対象者との関係（ ）

上記申請内容に間違いありません。

氏 名
(上記代理人氏名)

<p>必 須 書 類</p>	<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 犯罪被害者の死亡診断書（写し可）、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 <input type="checkbox"/> 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、市民又は県民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等） <input type="checkbox"/> 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍謄本又は抄本等）
<p>該 当 す る 場 合 に 添 付</p>	<p>申請者が住民登録をせずに本市に居住している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、熊本市犯罪被害者等見舞金給付要綱第2条第7号のアからキまでのいずれかに該当する者であって熊本県内の市区町村（本市を含む。）の住民基本台帳に記録をされずに当該市区町村に居住していた場合は、当該アからキまでの理由があることを証明できる書類及び当該市区町村に居住していることが客観的に確認できる書類（公共料金の領収書等） <p>申請者が犯罪被害者と事実婚又はパートナーシップの関係である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、宣誓書の写し等） <p>申請者が配偶者以外である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者が配偶者以外のものであるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本） <p>申請者が生計維持遺族である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費の領収書等） <p>第1順位遺族が複数いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、熊本市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号） <p>代理人による代理申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類

※該当する項目の□に✓印を入れてください。

※住民票、戸籍等の関係書類に関する調査については、2の「住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。」にチェックされた場合は省略可能です。ただし、給付決定までに時間を要する場合があります。

様式第2号（第6条関係）

熊本市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

年 月 日

熊本市長 宛

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
連 絡 先 - -

私は、熊本市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の給付対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、以下の者から遺族見舞金を受給することについて同意を得ました。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に同意ができない者の理由等（未成年者若しくは所在不明等）については、下記のとおり申出します。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	同意が確認できない理由

様式第3号（第6条関係）

熊本市犯罪被害者等見舞金（重傷病等見舞金）給付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者（給付対象者）住所（申請時）

住所（犯罪被害発生時） 申請時に同じ

(ﾌｶﾞﾀ)

氏 名

生年月日 年 月 日

連絡先 - -

重傷病等見舞金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況

(1) 犯罪被害を受けた日 (年 月 日)

(2) 犯罪被害を受けた場所 ()

(3) 「犯罪被害を受けた時」の犯罪被害者の住所・氏名

住 所 ()

(ﾌｶﾞﾀ)

氏 名 ()

(4) 被害の状況（警察に届け出た内容。事件が送致されている場合、罪名も記入。）

罪名：

(5) 被害を届け出た警察署名 ()

2 申請事項にかかる調査等への同意

給付申請を行うにあたって、以下の事項に同意します（□にチェック）

- 提供する個人情報、熊本市犯罪被害者等見舞金給付の目的の範囲内において、警察等の関係機関等への照会等に利用されることに同意します。
- 住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。（希望する場合のみ）
- 見舞金給付にかかる申請内容に虚偽がないことを認め、見舞金の給付後に虚偽又はその他不正な手段による給付であったと市長が認めた場合には、見舞金を市に返還することに同意します。

3 給付除外事由に該当しないことの確認

以下のとおり給付除外事由に該当しないことを全て確認しました（□にチェック）

- 犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に要綱第5条第2号の親族関係がない。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発しておらず、その他犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為がない。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が、熊本市暴力団排除条例（平成23年12月条例第94条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではない。

4 代理申請について

ない

あり ⇒ 理由（ ）

（代理人）住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 ー ー

給付対象者との関係（ ）

上記申請内容に間違いありません。

氏 名

（上記代理人氏名）

<p style="text-align: center;">必 須 書 類</p>	<p>添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 重傷病等に該当することが証明できる医師の診断書（監護者わいせつ及び監護者性交等を除く。）</p> <p>※診断書には、負傷又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されていること。精神疾患である場合にあっては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことが明記されている診断書であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者が、犯罪被害を受けた時において、市民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）</p>
<p style="text-align: center;">該 当 す る 場 合 に 添 付</p>	<p>申請者が住民登録をせずに本市に居住している場合</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者が犯罪被害を受けた時において、熊本市犯罪被害者等見舞金給付要綱第2条第7号のアからキまでのいずれかに該当する者であって住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住していた場合は、当該アからキまでの理由があることを証明できる書類及び本市に居住していることが客観的に確認できる書類（公共料金の領収書等）</p> <p>代理人による代理申請の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類</p>

※該当する項目の□に✓印を入れてください。

※住民票、戸籍等の関係書類に関する調査については、2の「住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。」にチェックされた場合は省略可能です。ただし、給付決定までに時間を要する場合があります。

様

熊本市長

熊本市犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった熊本市犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり給付決定及び給付額の確定をいたしましたので、通知します。

記

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

※当該見舞金の給付決定日から1年間は、転居費用助成金の申請期限となっております。

※見舞金の給付後に、見舞金の給付を受ける資格がないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたと認めることが判明した場合は、見舞金の返還及び違約加算金の納付を求めることがあります。

※見舞金の返還を求められたときは、市長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。

様式第5号（第8条関係）

生安発第 号
年 月 日

様

熊本市長

熊本市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった熊本市犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり給付しないこととしましたので、通知します。

記

1 見舞金の種類

2 給付しない理由

様式第6号（第9条関係）

熊本市犯罪被害者等見舞金給付請求書

年 月 日

熊本市長 宛

受給決定者 住 所
氏 名
連 絡 先 - -

年 月 日付け 生安発第 号で決定通知がありました熊本市犯罪被害者等見舞金給付について、下記のとおり請求します。

請 求 金 額			円
見 舞 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金		<input type="checkbox"/> 重傷病等見舞金
振 込 口 座	フリガナ		
	口座名義人		
	金融機関名		
	支店名		
	種 別	普通 ・ 当座	
	口座番号		